

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2326 国史跡国跡環境整備事業	会計	01	一般会計
		款	10	教育費
		項	05	社会教育費
基本 施策	36 歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ	目	02	文化財保護費
		細目	434	文化財保存経費
		細々目	54	国史跡国跡環境整備事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード 450400 名称 生涯学習課	担当者 氏名 福田典明	連絡先 22 - 9681 (内線) 3840	

**事務事業の概要(Plan)**

**【全体事業計画】**

対象(誰を、何を)	買い上げを行った国史跡国跡の指定地	※対象件数
成果(どうする)	史跡指定地中の市有地の草刈り等の環境整備を実施することにより、史跡地周辺の環境を保全する。	
根拠法令・要綱等		
開始年度	平成 23 年度	関連事業
終了年度	平成 24 年度	
事業概要	史跡指定地中の市有地の草刈り等の環境整備の実施。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

**【検証指標】**

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
環境整備事業		回	-	4	4	4

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
草刈実施面積		対象面積	%	-	100	100	100

**【投入コスト】**

投入コスト	直接事業費計(A)	H23 所要額	H24 所要額	H25 所要額	H26 所要額
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	400	650	900	1,200	
Aの 財源 内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	400	650	900	1,200
	事業投入人員数(B)	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
	フルコスト(A)+(B)	1,120	1,370	1,620	1,920

**【事務事業企画の背景、状況変化見直し、市民意見等】**  
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？  
 伊賀国跡公有化事業により取得した土地の環境整備。  
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見直し)  
 伊賀国跡公有化事業が継続して実施されることから目標の面積(24,503㎡)を確保し、整備が完了するまで拡大する見込み。  
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？  
 公有地の環境整備。所有地は集落に近く農地の中にあり、草管理を行い虫の発生を防ぐと共に景観の保全が必要。  
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？  
 伊賀国跡公有化事業により史跡の公有化が行われ、管理計画等により史跡整備が完了した時点で完了とみなすが、整備完了後においても史跡管理の観点から継続した環境維持業務が必要となる。

**【事前評価】**

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	文化財保護法第百十八条により、管理が義務づけられている。
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
有効性	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	【根拠】
	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○ 【根拠】 史跡を訪れることで、文化や歴史を身近に感じたり、関心・興味をもつことができる。
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】
効率性	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	○ 【根拠】 史跡の環境整備事業の対象は遺構となるが、遺構が整備されるだけでなく、多くの人々が安心感を持って史跡を訪れ活用されることを成果とする設定は妥当である。
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	○ 【根拠】 史跡地が公園化されれば、草刈りのコスト削減が見込める。
	受益と負担の公平性が考慮されている。	【根拠】
	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	【事業名及び削減される一般財源額】
担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見	
	見玉 泰清	国史跡国跡の公有化に伴う環境整備事業として必須の事業であり、地域環境の保全も含め継続して実施してゆく必要があります。